

2019.11.9

# 函館市大間原発差止訴訟 の到達点とこれからの展望



弁護団 海渡 雄一

## 自己紹介

- 1955年生まれ。1981年弁護士登録
- 38年余にわたって、もんじゅ訴訟、六ヶ所村核燃料サイクル施設訴訟、浜岡原発訴訟、大間原発訴訟、高浜原発・川内原発・伊方原発の仮処分事件など原子力に関する訴訟多数を担当。
- 2010年4月から2年間、宇都宮健児会長の下で、日弁連事務総長を務める。
- 2011年から脱原発弁護団全国連絡会共同代表。
- 河合弘之監督「日本と原発」「日本と原発4年後」「東電刑事裁判 不当判決」の構成と監修を担当。



### 【判決】

可能性ゼロというレベルの安全  
不要であると判断。

映画「東電刑事裁判 不当判決」より

# 講演者の原発に関する著書

- 『原発訴訟』（岩波新書 2011） 3. 11 前の原発訴訟の歴史と福島第1原発事故をめぐる法的課題
- 『反原発へのいやがらせ全記録』（編著 明石書店 2014年） 原発反対運動への過去のすさまじい嫌がらせの歴史
- 『朝日新聞吉田調書報道は誤報ではない』（編著 彩流社 2015）  
2011.3.15 放棄されたフクイチ
- 『市民が明らかにした福島原発事故の真実』（編著 彩流社 2016）  
検察審査会の強制起訴決定の意味
- 『東電刑事裁判で明らかになったこと』（編著 彩流社 2018）  
刑事裁判の証拠調べのまとめ



A photograph of three individuals at a press conference. On the left, a man in a dark suit and glasses points towards a map on the wall. In the center, another man in a grey suit and blue tie looks on. On the right, a woman in a grey blazer and white top sits at the table. The table is covered with numerous microphones and papers. The background shows a bookshelf filled with books. The image is framed by colorful, wavy borders in red, orange, and yellow.

# 訴訟提起の意義

# 地方自治体による訴訟の提起そのものが、大きなインパクトを与えた

### 大間原発で差し止め求め提訴 函館市、自治体で初

2014/4/3 22:17

小 中 大 保存 印刷 リプリント

青森県大間町に建設中の大間原子力発電所を巡り、北海道函館市は3日、安全性に問題があるとして、国や電源開発（Jパワー）に原子炉設置許可取り消しや建設中止を求める訴訟を東京地裁に起こした。自治体が原告となり、国に原発差し止めを求める訴訟を起こすのは初めて。

訴状で市側は、原発事故では、人間だけでなく法人や地方自治体も被害を受けると指摘。函館市は津軽海峡を挟み最短約23キロに位置。東京電力福島第1原発事故後に原子力防災計画の策定が義務付けられた原発30キロ圏内に当たり、原告適格性があると主張した。

そのうえで、大間原発は(1)周辺海域に複数の巨大な海底活断層がある可能性が高い(2)テロ対策が不十分——などの危険性を指摘。「設置許可申請時に用いられた安全設計審査指針や、原子力規制委員会が策定した新しい規制基準では安全性は確保できない」とした。

大間原発で事故が発生した場合、原発からの遮蔽物がなく避難経路も乏しい函館市は「壊滅的な被害に遭い廃虚と化す」とし、「国はJパワーに対し、函館市が同意するまで建設停止を命じなければならぬ」と訴えた。

大間原発は、全炉心にウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)燃料を使える世界初の原発とし



画像の拡大

大間原発の建設中止などを求め提訴し、記者会見する北海道函館市の工藤市長(3日、東京・霞が関)＝共同

## 獲得された到達点

- 函館市という自治体が原発の建設と運転を差し止める訴訟を提起することができ、訴訟が却下されることなく、その審理が継続していることそのものが、非常に大きな価値がある。
- 現時点で、大間原発の建設がストップしている。
- 大間原発に関する原子力規制委員会の規制審査の出口が見えない。
- 規制委員会による審査が慎重になっていることそのものが、市民の活動とともに函館市による提訴が影響している。
- この状況で、函館市が提起した訴訟は、国の審査の終了を待たずに裁判所が判断を示すような姿勢は示しておらず、訴訟を継続できる見通しである。

**原子力の時代は  
終わった**



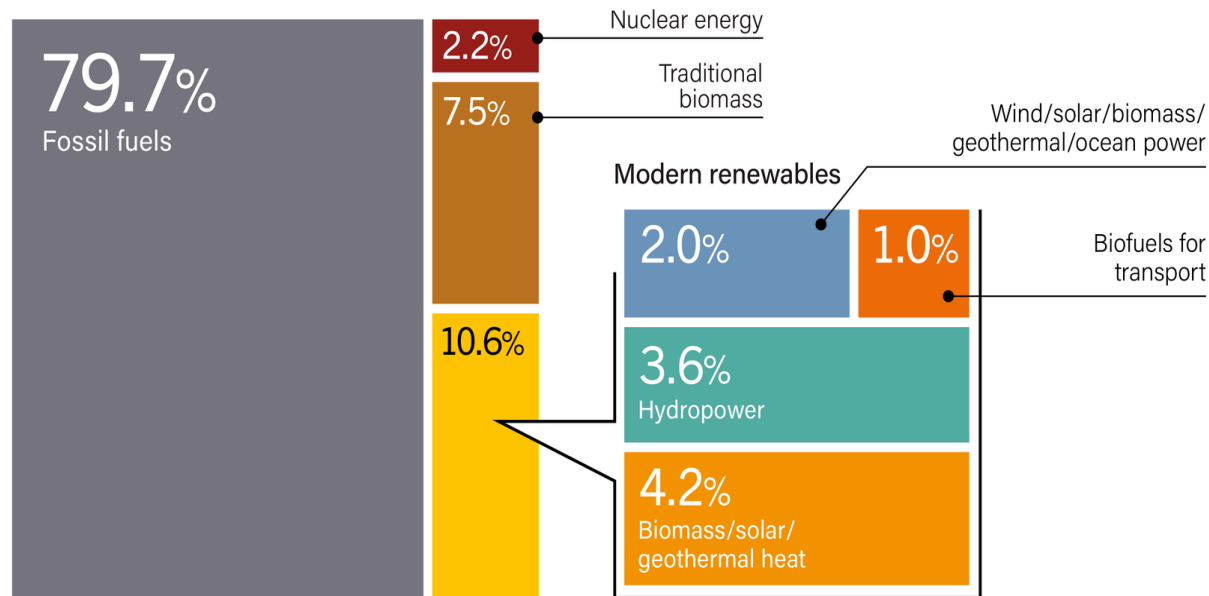


# 原子力は未来のエネルギーではない

## 原子力の総エネルギーに占める比率はわずか2.2%。

## 化石は80%、自然エネルギーは11%

Estimated Renewable Share of Total Final Energy Consumption, 2017



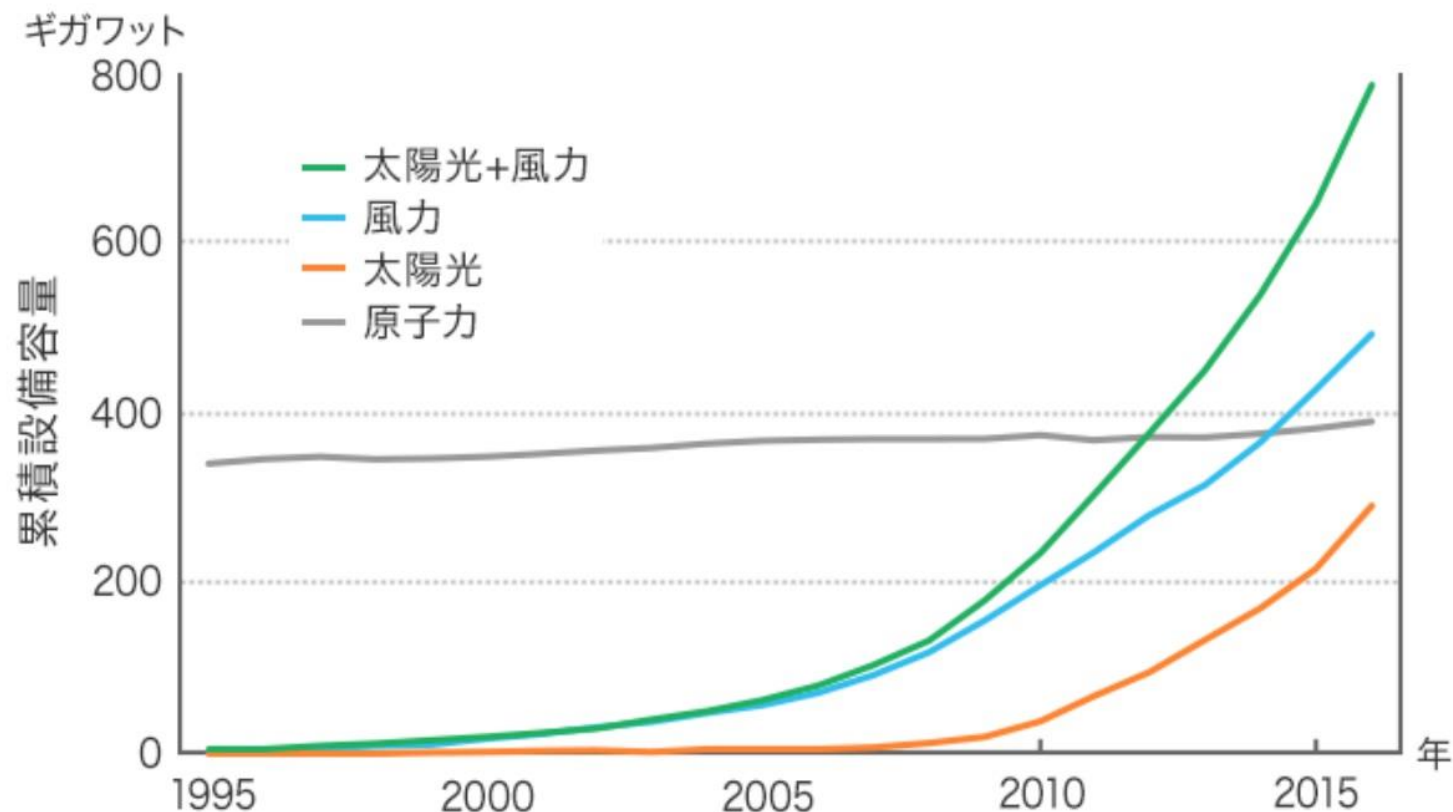
Note: Data should not be compared with previous years because of revisions due to improved or adjusted data or methodology. Totals may not add up due to rounding.

Source: Based on OECD/IEA and IEA SHC.



# 2016年の統計で、電力に限定しても、 太陽光と風力を足すと原発の二倍

## 世界で拡大する自然エネルギー



資料：[太陽光] [GWEC: Global Status of Wind Power](#) ※2016年はGWECによる予測値／[風力] [IRENA](#) ※2016年はPVMAによる速報値／[原子力] [IAEA PRIS: Nuclear Power Capacity Trend](#) より編集部作成（提供：ISEP）

**今後の訴訟をどの  
ように進めるか？**



# 今後の訴訟進行について 裁判所「やれるところからやる」

- 裁判所は、原告が最大の争点と考えている敷地内の活断層や、海底活断層について、行政の判断枠組みが確定すれば、判断を示す方針を示している。
- 規制審査のメドがたたない限り、敷地内の活断層や、海底活断層に関する国の主張を展開することはむづかしく、それまでは、「やれるところからやっていく」というのが、東京地裁のスタンスである。
- 「やれるところ」とは、規制基準の合理性と規制から外れている事項についての、規制から外すことの合理性である。

# 規制基準の合理性 については審査が可能

- 規制委員会の定めている規制のための基準について、それらが合理的なものかどうかは、規制審査が終わらなくても審査が可能である。
- 規制基準の合理性については、次のようなテーマについて議論している。
- 地震と断層、基準地震動に関する規制基準は最大のテーマである。
- 火山に関する改訂中の火山ガイドの適否も議論のテーマである。
- 大間のような新設炉について、旧型炉の基準をそのまま当てはめていることも大問題である。
- 世界中で、新たに建設されている原子炉は、大幅に安全対策が強化され、そのことにより建設費が高騰し、建設が遅れている。
- 事故によって影響を受ける人が居住する地域に近いところには原子炉の設置を認めない立地審査指針が、福島原発事故後、適用されなくなっている問題も議論の対象である。



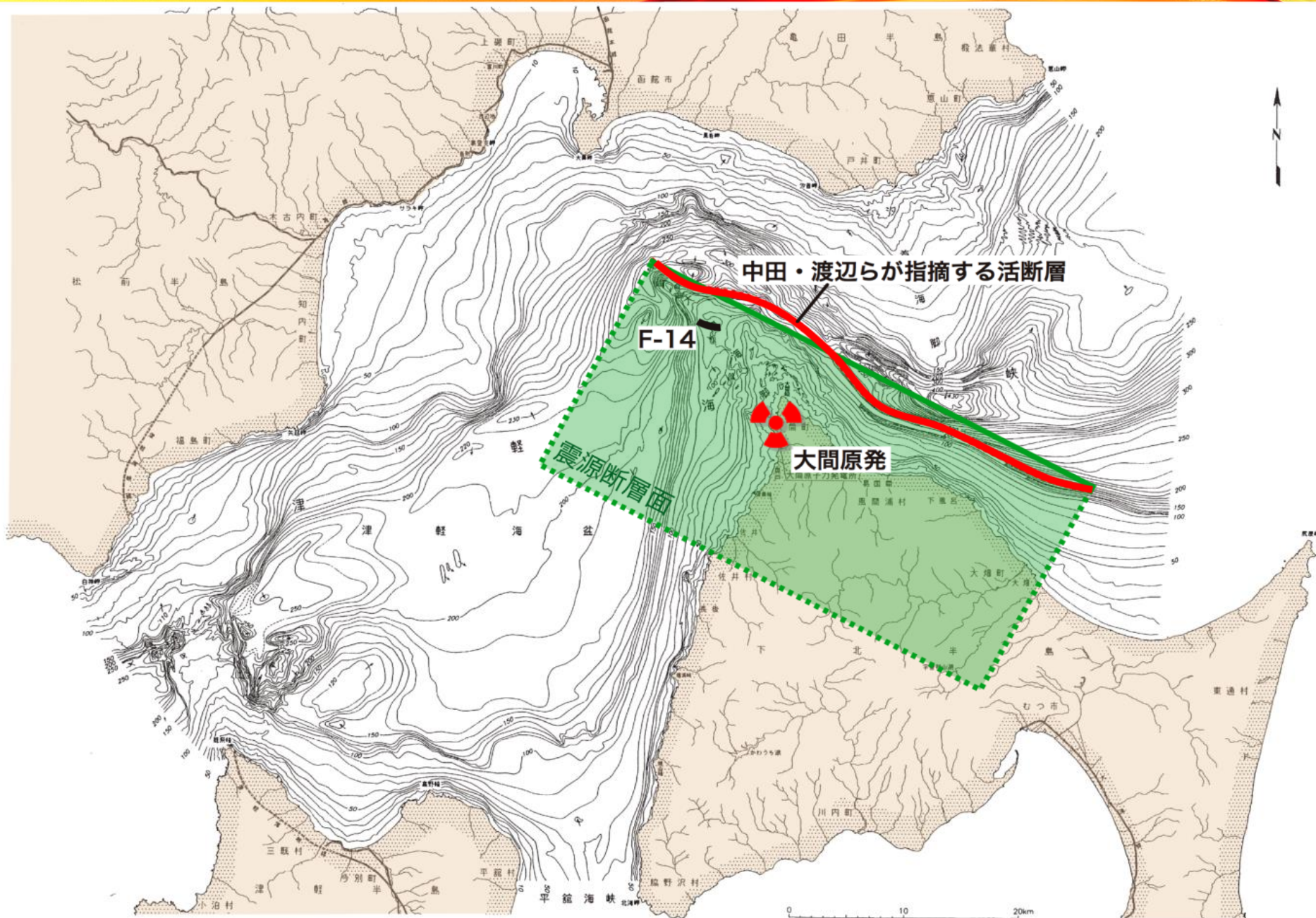
# 規制から外されている項目 についての審査も可能

- 現在の原子力規制では、避難計画の問題は、規制委員会の所管ではなく、自治体の所管とされている。
- そのため、避難計画がきちんと立てられているかどうかは、規制審査では議論されない。
- 工藤市長が強く主張されているテロ対策の欠如の問題も、故意のテロ行為に対する備えができていないかどうかは、規制委員会の審査からは外されていて、そのような規制の仕組みが正しいかどうかは司法が判断できる。
- これらの点は、民事訴訟でも、住民の権利を侵害する恐れがあり、審理のテーマとなるし、行政訴訟においては、審査の枠組みが適正であるかどうかの審理の直接的対象となる。

A decorative red abstract graphic with flowing, overlapping shapes is located in the bottom-left corner of the slide.

## 海底活断層と敷 地内断層につい て、確実に司法 判断を得る

- 市民訴訟では、渡辺満久東洋大学教授が、証言し、電源開発も山崎晴雄氏を証人に申請し、全面的な論争がなされた。
- しかし、判決では、容易に国の審査が終了する見通しがないので、原告ら住民の権利が侵害される恐れがないという、奇妙な理屈で、この論争に関しては判断を示さないまま原告の訴えは門前払いで棄却された。この判断方法の不当性を訴えて、市民は札幌高裁に控訴して闘いを続けている。
- しかし、函館市訴訟は、国に対する行政訴訟を提起しており、新たな変更許可の事前の差し止めを求めているという法的枠組みの違いがある。
- そのため、裁判所がこの点の判断なしに結論を出すことは論理的に不可能な関係にあり、少し時間がかかったとしても、確実に実体に関する司法判断が得られるように訴訟を進めたい。



一部、海上保安庁水路部沿岸の海の基本図「竜飛埼」，「白神岬」等から編集

第3.2-29図 敷地前面海域の海底地形図



**3.11後に、原発を止めた  
三人の裁判長がいた**





# 2014/5/21 福井地裁 大飯原発差し止め判決

- 原発訴訟全国提訴の最初の成果である。
- 私は第 1 回口頭弁論での弁護団意見陳述をした。
- 原発訴訟の歴史を総括して、「福島原発事故には、司法にも責任がある。この裁判で二度と福島を繰り返さない基準を打ち立てて欲しい。」と述べた。

# 生命を超える価値はない

- 人の生命を基礎とする人格権は、我が国の法制下でこれを超える価値を他に見出すことはできない。
- 原発の稼働は経済活動の自由という範疇にあり、人格権の概念の中核部分より劣位に置かれるべきだ
- 「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」
- 福島原発事故のような事態を招くような「具体的危険性が万が一でもあれば」、差し止めが認められるのは当然だ。

# 司法は生きていた



# 原発事故を防ぐことが 司法の責務

- 原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。
- 本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい。



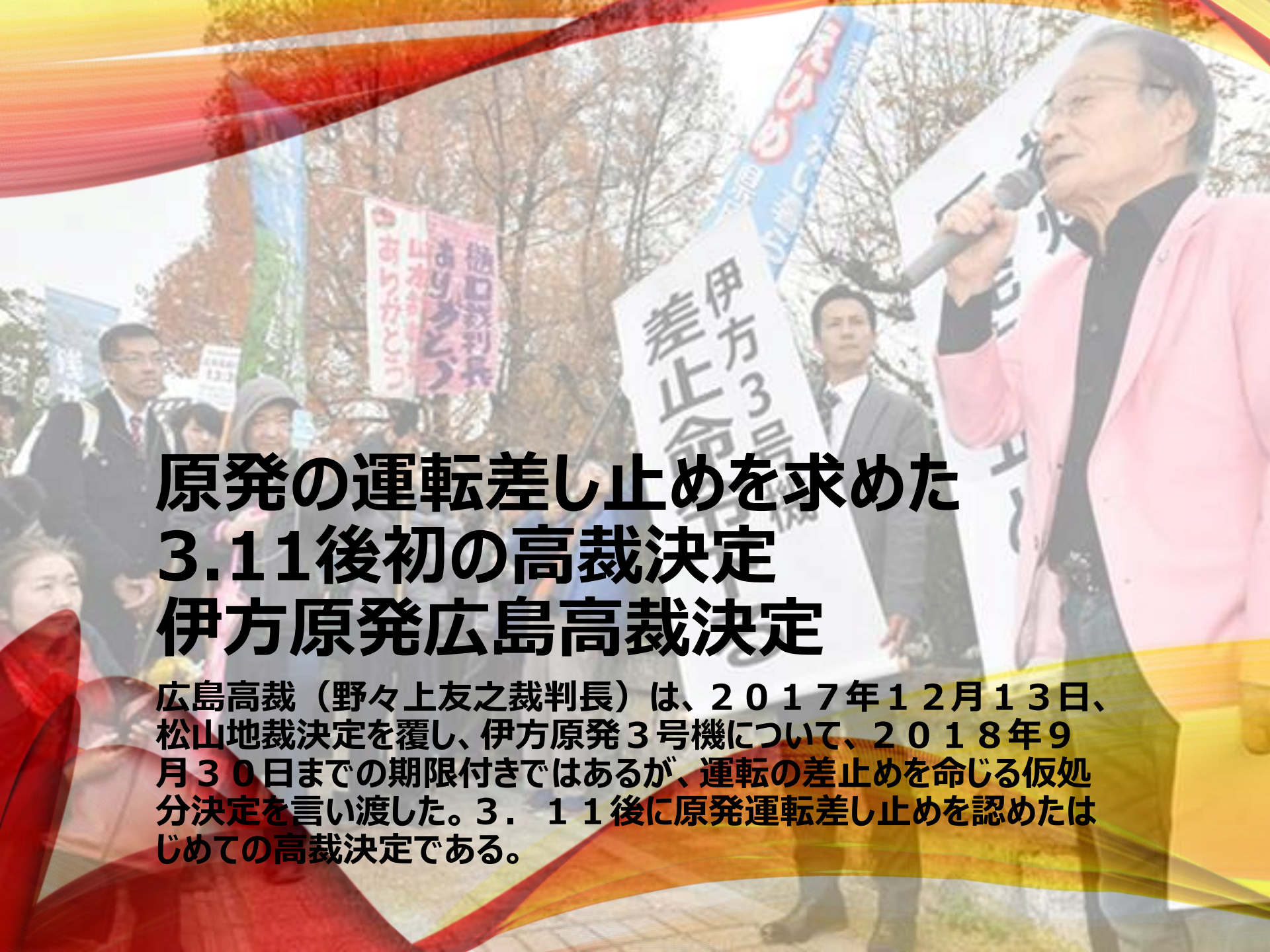
## 大津地裁 高浜原発差止決定

- ・ 2016年3月9日、大津地裁（山本善彦裁判長）は、関西電力高浜原発3、4号機の運転を禁止する仮処分決定を行い、トラブルで停止中の4号炉と併せ、同原発は運転を停止した。
- ・ 現に運転中の原発に対して運転を禁止する仮処分決定が出され、現実には運転を停止させるのは今回の決定がはじめてである。



# 避難計画を立てることは国の義務

- 電力会社の義務として直接に関わるべき義務ではないものの、福島第一原子力発電所事故を経験した我が国民は、事故発生時に影響の及ぶ範囲の圧倒的な広さとその避難に大きな混乱が生じたことを知悉している。
- 過酷事故を経た現時点においては、国家主導での具体的で可視的な避難計画を早急に策定すべき信義則上の義務が国家には発生しているといってもよいのではないだろうか。

A photograph of a man in a pink jacket speaking into a microphone at a protest. He is surrounded by other people, some holding signs. One sign clearly says "伊方3号機 差止め" (Ihara Unit 3 Stop). Another sign says "機口裁判長" (Machine Mouth Judge). The background shows trees and a banner with "もくろ" (Mokuro).

# 原発の運転差し止めを求めた 3.11後初の高裁決定 伊方原発広島高裁決定

広島高裁（野々上友之裁判長）は、2017年12月13日、松山地裁決定を覆し、伊方原発3号機について、2018年9月30日までの期限付きではあるが、運転の差止めを命じる仮処分決定を言い渡した。3.11後に原発運転差し止めを認めたはじめての高裁決定である。



# 広島高裁決定

## 阿蘇 4 噴火の火砕流が到達していた可能性は否定できない

- 本件では、検討対象火山の活動の可能性が十分小さいと判断できないから、火山活動の規模と設計対応不可能な火山事象の到達可能性を評価することになる。
- そして、検討対象火山の調査結果からは原子力発電所運転期間中に発生する噴火規模もまた推定することはできないから、結局、検討対象火山の過去最大の噴火規模(本件では阿蘇 4 噴火)を想定し、これにより設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達する可能性が十分小さいかどうかを評価する必要がある。
- 阿蘇4噴火が伊方原発に到達していた可能性は否定できない。



# 四国電力の主張を否定 伊方原発は立地不適

- 火砕流の到達範囲の確定にはその性質上困難を伴うこと、阿蘇4噴火から現在まで約9万年が経過していること、町田陳述書から、伊方原発敷地周辺には阿蘇4火砕流堆積物は、普通には残存していないのは佐多岬半島が急斜面からなる山地が続く、テフラは残り難く、積もっても、海水や風雨ですぐ浸食される、粘土化しやすい、四国電力のボーリングは浅く約9万年前の阿蘇4テフラに達していない、本件敷地に火砕流が到達していないと判断することは困難である。
- 四国電力の依拠するシミュレーションT I T A N 2 Dは、溶岩ドーム崩壊型のように密集した（密度の大きい）火砕粒子流のようなケースのシミュレーションを行うのに限られるべきであり、噴煙柱崩壊型や噴煙柱を伴わないがマグマの継続的な供給によって生じるもの（阿蘇4噴火）の火砕流には適用できないとの指摘がされており（火山学者であるCharbonnierらの論文を引用）、そもそも、阿蘇4噴火は、T I T A N 2 Dの適用範囲外ではないかとの疑問がある。
- 伊方原発は、地理的領域内に『設計対応不可能な火山事象が原子力発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価されない火山がある場合』に当たり、立地不適ということになる。

**私たちの目標は大間原発の  
建設と運転を止めること**



# 問われていることは福島悲劇を繰り返して良いのかという問いである

- 原発を止める権限を持っているのは、次に5の組織である。
- 政府（エネルギー基本計画）
- 規制委員会（停止命令・設置変更不許可）
- 裁判所（運転差止決定・運転差止判決）
- 国会（脱原発法の制定）
- 知事と隣接自治体（安全協定に基づく再稼働不同意）
- 結果として、原発が止まれば、この中でどのような機関が活動して、原発を停止させてもよいと思う。

# 原発の再稼働に反対する声は 常に市民の多数派

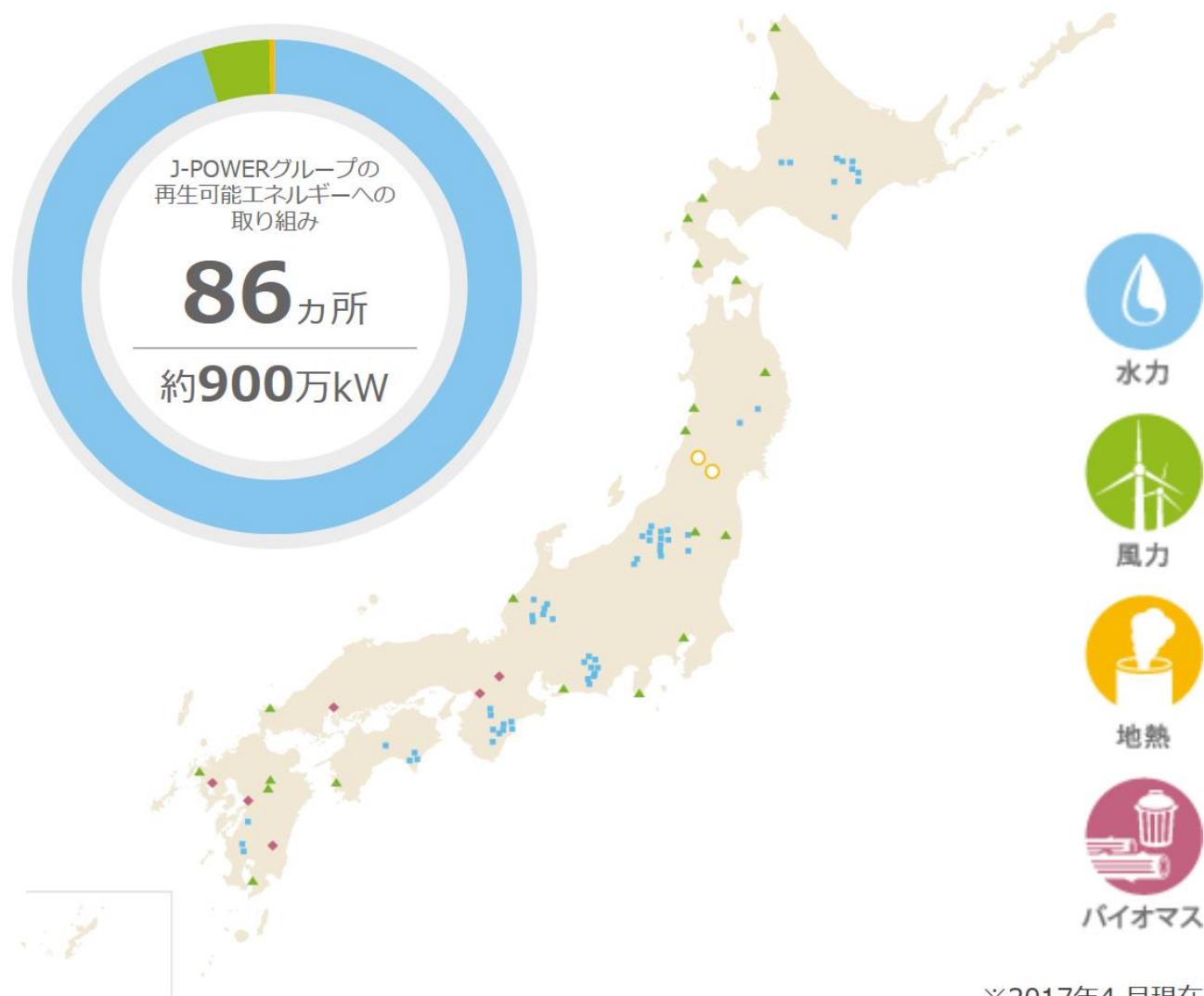
- いまや、原発を止められるものなら止めたいという思いは、多くの国民の共通認識となった。
- ついに、もんじゅの廃炉の方向も決まった。
- 再処理施設も止まったまま。
- つねに原発差止を支持する世論は市民の 6 – 7 割に達している。
- 多くの市民の願いは、民主主義が機能している社会では、必ず実現するはずであるし、実現させなければならない。
- そして、国の行政が正しく判断できなければ、地方自治・県知事・市長と司法がこれを正すべきである。

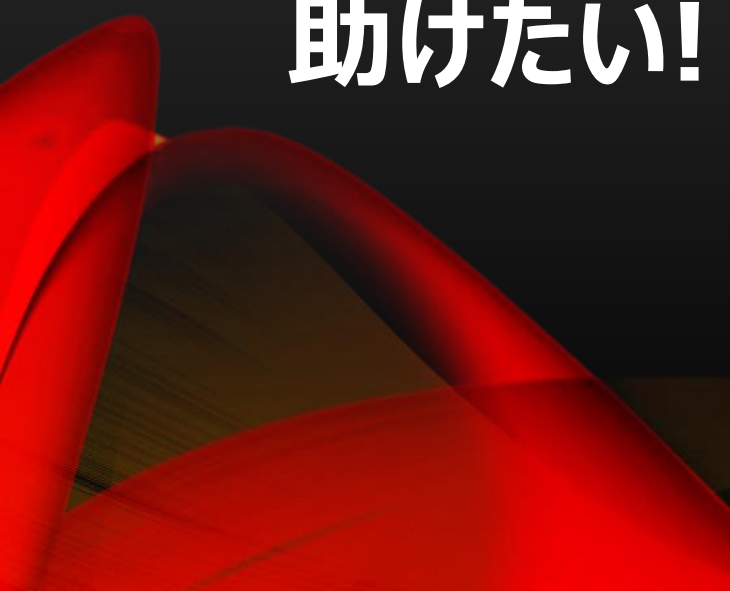


# 裁判所は社会通念の呪文で 思考停止してはならない

- 日本は地震、津波、火山、台風など自然災害大国である。原発は想定外の自然災害には脆弱である
- 地震・津波や火山の活動が活発化し、日本は1000年に一度の大地動乱の時代に突入した。
- 胆振北海道の地震の最大加速度は、K-NET追分の三成分合成で1796ガル、水平動（南北）が1004ガル/水平動（東西）904ガル/上下動が1591ガルとなっている。次々に想定外のことが起きている。
- 福島沖でも津波地震を想定せよという政府地震本部の長期評価を社会通念を根拠に無視したなれの果てが福島原発事故だ。
- そして、東京地裁永渕裁判長は、このような東電役員の誤りを追認し、次の重大事故を準備するような判断を示した。

# 実は、電源開発JPOWER は、 再生可能エネルギーの会社です。





# 電源開発が 原子カムラから 足抜けするのを 助けたい!

- 脱原発のために必要な第 1 の要素は、原子カムラの論理、社会通念という呪文に打ち克つ知識を体得することである。
- 第 2 の要素は、福島で起きた被害を肌感覚で知り、これを繰り返してはならないと心で感じることである。双葉病院の悲劇、浪江町の請戸の浜の悲劇がまさに放射線によって避難・救援活動が阻まれている状況で起きたことを再確認しよう。
- 第 3 の要素は、この闘いは勝てるという確信を共有することである。函館の闘いは一歩ずつ電源開発と政府・原子カムラを追い詰めている。

原子カムラに  
包摂されてい  
ない函館には、  
大間を止めら  
れる強いポテン  
シャルがある

- ・ 関西電力の巨額原発工事代金還流事件は、原発が金と権力の力で押し進められてきたことをはっきりさせた。
- ・ 幸いなことに、函館には原子カムラのお金は回ってこない。
- ・ だから、函館選出の議員は自民党議員も大間原発に反対できるのだ。
- ・ 電源開発は原子力の宣伝はしていない。自分たちは再生可能エネルギーの会社だと宣伝している。
- ・ 電源開発の幹部たちは、心の底では、原発から逃げたいと思っているのではないか。
- ・ 函館市と函館市民の闘いで、原子カムラのクモの巣にかかり、必死にもがいて逃げようとしている電源開発を原子カムラのくびきから解放してあげようではないか。